

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	サツドラホールディングス株式会社	コード	3544
提出日	2023/7/14	異動（予定）日	2023/8/9
独立役員届出書の提出理由	2023年8月9日開催の第7回定時株主総会において社外取締役が就任する予定であり、独立役員として指定するため。		
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	保田 隆明	社外取締役	○														○		有
2	川上 和夫	社外取締役	○														○		有
3	山本 明彦	社外取締役	○								△								有
4	河野 宏子	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同氏は慶應義塾大学総合政策学部教授であり、財務戦略やコーポレートガバナンス分野の専門家として長年の経験と深い知見を有しております。当社経営への助言や牽制を期待できることから、当社取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役として選任しております。当社と同氏の間においては、取引関係は無く、当社の意思決定に影響を及ぼすことはありません。同氏は当社の社外取締役として、中立かつ公正な立場で意見の提言、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。
2		同氏は札幌国税局等において培ってきた税務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験と見識を当社の監査体制に活かしていただき、当社の取締役の職務の執行の監査及び経営全般の監視に有効な助言をいただくため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。当社と同氏の税理士事務所との間においては、取引関係は無く、当社の意思決定に影響を及ぼすことはありません。同氏は当社の社外取締役として、中立かつ公正な立場で意見の提言、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。
3	監査等委員である社外取締役の山本明彦氏は、当社の重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの主要な取引先である株式会社北海道銀行に2000年6月まで在籍し、その間、同行支店長などを歴任しておりました。	同氏は、当社の重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストア及び他社における社外監査役としての実績があり、コンサルティング業における経営者として企業経営に対する十分な見識を有しております。その実績と見識を当社の監査体制に活かしていただき、当社の取締役の職務の執行の監査及び経営全般の監視に有効な助言をいただくため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。同氏は、当社の重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの主要な取引先である株式会社北海道銀行を退職後、20年以上経過しており、同行に関する立場にはなく、同行と特別な関係にはございません。当社及び重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアは複数の金融機関と継続的に取引を行っており、同行からの借入金は当社及び当該事業会社の借入金合計額の23.6%であり、当社及び重要な事業子会社は同行に依存しているものではなく、同行の意向が著しく当社及び重要な事業子会社の意思決定に影響を及ぼすことはありません。同氏は当社の社外取締役として、中立かつ公正な立場で意見の提言、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。
4		同氏は、投資会社での業務、学校法人立ち上げ及び運営、コーチング会社での人材育成に従事され、その経験と見識は高く評価されております。これらの経験を活かし、当社の経営に適切な助言及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。当社と同氏の間においては、取引関係は無く、当社の意思決定に影響を及ぼすことはありません。同氏は当社の社外取締役として、中立かつ公正な立場で意見の提言、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

<社外取締役の独立性判断基準>

当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役及び社外取締役候補者が以下の各号のいずれにも該当しないと確認される場合、当社に対する独立性を有しているものと判断する。

- 1 現在及び過去 10 年間において当社または当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員、その他の使用人（以下、総称して「業務執行者」という。）であった者
- 2 当社の主要な株主（注1）またはその業務執行者
- 3 当社グループが主要な株主となっている者またはその業務執行者
- 4 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- 5 当社グループの主要な取引先である者（注3）またはその業務執行者
- 6 当社グループの会計監査人である監査法人に所属するもの
- 7 当社グループから役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう。）
- 8 当社グループから年間 1,000 万円を超える寄付、助成金を受けている者またはその業務執行者
- 9 当社グループの業務執行者が、他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者
- 10 上記2から10に過去3年間該当していた者
- 11 上記1から10までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者（注4）に限る。
- 12 その他、1から11に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者

注1 主要な株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

注2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。

注4 重要な業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。